

第119回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）

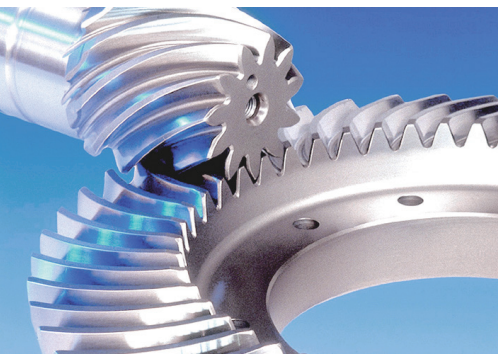
書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分まで

目次

■ 第119回定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案：剰余金の処分の件	5
第2号議案：定款一部変更の件	6
第3号議案：取締役7名選任の件	8
第4号議案：補欠監査役1名選任の件	18
第5号議案：社外取締役の報酬額改定の件	19
【添付書類】	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	43
■ 計算書類	45
■ 監査報告書	47

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日の総会会場へのご来場はお控え下さいますようお願い申し上げます。
なお、当日のお土産の配布はございません。
何卒ご理解、ご了承をお願い申し上げます。



人と技術の架け橋

人間には人間性を、機械には効率を

社是

吾々は社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。

吾々はその繁栄を常に怠りなき商品の開発と

たゆみなき販路の開拓によって達成させる。

Mission Statement

Our Mission

私達は、長年機械と技術の総合商社として培った技術力を生かし、最適商品のマネジメントにより、産業界の顧客に新たな価値を提供します。

Our Vision

私達は、機械と技術の総合商社として、産業界の未来価値創造企業を目指します。

Advanced Technology for Optimum Machinery（最先端の技術で最適な機械をお客様に提供します）

Our Concept

1. 私達は、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的な対応により、企業の社会的責任を全うします。
2. 私達は、顧客への最適商品の供給を通じて、産業界の発展に寄与し、社会に貢献します。
3. 私達は、常に世界のトレンドと市場のニーズに目を向けて、先端技術商品を取り込み、新市場の開拓を行い、顧客とメーカーの信頼に応えます。
4. 私達は、情報力、技術力、提案力を常に錬磨し、結集して、価値を創造し、企業価値を高めて株主の負託に応えます。

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号
椿本興業株式会社
取締役社長 香田 昌司

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場をお控え下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記



日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル 3階（当社会議室）

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）



目的事項

- 報告事項**
- 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件 |

以上

インターネットによる開示について

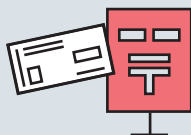
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.tsubaki.co.jp/ja/ir/library/meeting/> **椿本興業**

議決権行使についてのご案内

事前に議決権行使をされる場合

書面による議決権行使



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。

インターネット等による議決権行使



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時15分まで

次頁の「インターネット等による議決権行使について」をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「QRコードを読み取る方法」は1回に限り可能です。

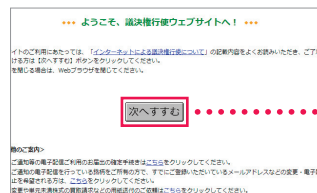
再行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

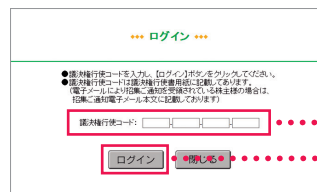
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」
をクリック

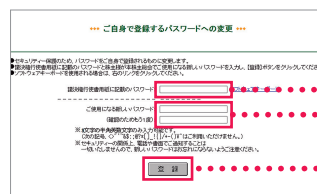
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を
入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定して下さい。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

※パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は右記までお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時まで)

●機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ期間損益に応じた適正な配当を安定的に実施すること、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤安定化のための内部留保の充実をはかることを基本としております。

当期の期末配当金は、上記方針のもと、業績が好調でありましたことを考慮いたしまして、普通配当を1株当たり10円の増配と、昨年10月に創業105周年を迎えることができましたことに感謝し、1株当たり20円の記念配当を含め、次のとおりとさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金30円を含めました当期の年間配当金は1株につき150円となります。

配当財産の種類	
金銭	
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	
当社普通株式1株につき	120円
(内 普通配当)	100円)
(内 記念配当)	20円)
総額	758,901,840円
剰余金の配当が効力を生じる日	
2022年6月30日 (木曜日)	

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分に関しては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

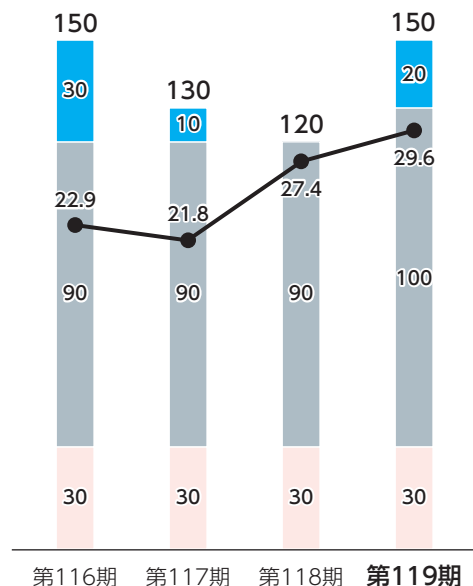
増加する剰余金の項目およびその額	減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 … 2,130,000,000円	繰越利益剰余金 … 2,130,000,000円

ご参考

1株当たり配当金の推移 (円)

連結配当性向 (%)

■ 中間 ■ 期末 ■ 記念・特別 ● 連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第16条(条文省略)	第1条～第16条(現行どおり)
<u>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第17条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第51条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日 (以下「<u>施行日</u>」 という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>③ 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。当社は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しており、以下の全候補者の指名について妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 椿本 哲也	代表取締役会長 CEO 兼 海外事業統括	13/13回
2	再任 香田 昌司	代表取締役社長 COO	13/13回
3	再任 春日部 博	取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・与信管理担当 兼 広報担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当	13/13回
4	再任 伊藤 弘幸	取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当	13/13回
5	再任 社外 独立 新 健一	社外取締役	13/13回
6	再任 社外 独立 二宮 秀樹	社外取締役	13/13回
7	新任 社外 独立 安原 由美子	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

つばき

もと

てつ

や

椿 本 哲 也

再任

1955年3月11日生

所有する当社の株式数

32,820株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1989年 4月	当社入社
1991年 6月	当社取締役
1993年 6月	当社専務取締役 (代表取締役)
1997年 6月	当社取締役社長 (代表取締役)
2005年 7月	当社取締役社長 (代表取締役) SRS事業管掌
2007年 7月	当社取締役社長 (代表取締役) 海外事業総括
2011年10月	当社取締役社長 (代表取締役) 開発戦略本部長
2018年 6月	当社取締役会長 (代表取締役) 海外事業担当
2019年 4月	当社取締役会長 (代表取締役)
2019年 6月	当社取締役会長 (代表取締役) CEO
2021年 6月	当社取締役会長 (代表取締役) CEO 兼 海外事業統括 (現在)

取締役候補者とした理由

椿本哲也氏は、長年にわたり当社代表取締役を務め、優れたリーダーシップをもって当社を牽引してきた経験を有しております。その経験に裏打ちされた幅広い視野と経営手腕は、当社の経営に欠かせないことから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

候補者番号

2

こう だ まさ し
香 田 昌 司

再任

1958年11月8日生

所有する当社の株式数

4,594株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1981年 4月	当社入社
2005年 4月	当社グローバル推進グループ 東日本営業部長
2010年 4月	TSUBACO SINGAPORE PTE.LTD. 代表取締役
2013年 10月	当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営業企画室長
2015年 6月	当社経営戦略本部 東京経営戦略室長
2016年 6月	当社取締役執行役員 経営戦略本部長 (企画・広報・コンプライアンス担当)
2018年 6月	当社取締役社長 (代表取締役) 経営戦略担当 兼 経営戦略本部長 (企画・広報担当)
2019年 4月	当社取締役社長 (代表取締役)
2019年 6月	当社取締役社長 (代表取締役) COO (現在)

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

香田昌司氏は、海外子会社の代表取締役など、海外事業で手腕を発揮し、また経営戦略部門などで業務執行に携わり、2018年6月からは、当社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

3

かす

が

べ

ひろし

春日部 博

再任

1949年9月8日生

所有する当社の株式数

3,218株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1972年 4月	当社入社
2009年 10月	当社執行役員
2010年 6月	当社執行役員 財経担当
2011年 6月	当社取締役執行役員
2011年 10月	当社取締役執行役員 管理本部副本部長
2016年 6月	当社取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
2018年 6月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当
2020年 6月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・与信管理担当 兼 広報担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当(現在)

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

春日部 博氏は、管理部門での業務執行に長年携わり、情報管理、財務・経理、人事・総務、法務などに関する豊富な経験と知識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

4

い とう ひろ ゆき
伊 藤 弘 幸

再任

1946年4月3日生

所有する当社の株式数

4,388株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1969年 4月	当社入社
1992年 4月	ツバコー北海道販売株式会社（現 ツバコー北日本株式会社） 代表取締役社長
2005年 6月	当社取締役
2007年 6月	当社取締役執行役員
2007年 7月	当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長 動伝担当
2013年 6月	当社取締役執行役員 東日本営業本部長
2014年 6月	当社専務執行役員 東日本営業本部長
2016年 6月	当社取締役常務執行役員 東日本本部長
2018年 6月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当
2020年 6月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

伊藤弘幸氏は、当社および当社子会社の取締役として経営に携わり、営業部門および開発戦略部門、技術部門において責任者を務めるなど、経営および営業に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。

これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

あたらし

5 新

けん

健

いち

一

再任

社外

独立

1958年11月13日生

所有する当社の株式数

3,374株

取締役会への出席状況

13回／13回

在任年数（本総会終結時）

11年

略歴、地位および担当

1982年 4月	住友商事株式会社入社
1990年12月	株式会社アタラシ取締役社長
2006年 2月	株式会社エムジー・アタラシ (現 株式会社新工務所) 代表取締役
2008年 3月	同社代表取締役社長 (現在)
2011年 6月	当社社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社新工務所 代表取締役社長
株式会社新 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

新 健一氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、引き続き客観的な視点から指名・報酬分野をはじめとした、当社取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

候補者番号

6

にの

二

みや

宮

ひで

秀

き

樹

再任

社外

独立

1955年3月15日生

所有する当社の株式数

824株

取締役会への出席状況

13回／13回

在任年数（本総会終結時）

6年

略歴、地位および担当

1981年 1月	早駒運輸株式会社入社
1990年 7月	同社取締役
1992年 7月	同社常務取締役
2000年 7月	同社代表取締役専務（現在）
2016年 6月	当社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

早駒運輸株式会社	代表取締役専務
早駒商事株式会社	代表取締役社長
早駒マリンサービス株式会社	代表取締役社長

社外取締役候補者としての理由および期待される役割

二宮秀樹氏は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、引き続き客観的な視点から指名・報酬分野をはじめとした、当社取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

候補者番号

7

やす

はら

ゆ

み

こ

安原 由美子

新任 社外 独立

1983年11月30日生

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

—

在任年数（本総会終結時）

—

略歴、地位および担当

2012年12月 大阪弁護士会 弁護士登録
竹山法律事務所 入所（現在）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安原由美子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。

選任後は、法務・コンプライアンス、財務・会計、労務分野をはじめとし、客観的な視点から、当社取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

重要な兼職の状況

該当はありません。

【取締役候補者に関する特記事項】

■当社との特別の利害関係

各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者に関する事項

新 健一氏、二宮秀樹氏および安原由美子氏は、社外取締役候補者であります。

■独立役員に関する事項

当社は、新 健一氏および二宮秀樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

また、安原由美子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員になる予定であります。

■取締役候補者との責任限定契約の概要

当社は、新 健一氏および二宮秀樹氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。両氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

また、安原由美子氏が原案どおり選任された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

■取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2022年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

各取締役候補者が原案どおり選任された場合は、候補者全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考

本定時株主総会終結後の取締役・監査役のスキル・マトリックス（予定）

	氏名	□男性 ◇女性	当社が期待するスキル（知識・経験・能力）					
			企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	IT	国際性
取締役	樫本 哲也	■	○	○	○	○	○	○
	香田 昌司	■	○	○	○	○	○	○
	春日部 博	■	○		○	○	○	
	伊藤 弘幸	■	○	○		○		○
	新 健一 <small>社外独立</small>	■	○	○	○			○
	二宮 秀樹 <small>社外独立</small>	■	○	○	○		○	
	安原 由美子 <small>社外独立</small>	◆			○	○		
監査役	山北 薫	■			○	○	○	
	大河原 治	■		○		○		○
	小林 均 <small>社外</small>	■			○	○		○
	山本 直道 <small>社外独立</small>	■			○	○		

※各氏に期待する知識・経験・能力であり、各氏の有する全てのスキルを表すものではありません。

※取締役は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合に予定しているものです。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

うえ の よし ひと
植 野 禎 仁

1976年4月9日生

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2000年10月	第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2006年 6月	シカゴ大学ロースクール卒業 (LL.M.)
2007年 5月	ジョージタウン大学 ローセンター卒業 (LL.M. in Taxation)
2008年 3月	東京青山・青木・狛法律事務所 (現 バーカー&マッケンジー法律事務所) 入所
2015年 5月	植野法律事務所 開設 (現在)
2016年 1月	日本公認会計士協会 準会員登録 (現在)
2020年12月	公益財団法人 戸田壽一・成郎育英財団 監事 (現在)

重要な兼職の状況

植野法律事務所 弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

植野禎仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役に就任した場合には、その知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 植野禎仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、独立役員になる予定であります。
 4. 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2022年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会において、年額312百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、かつ社外取締役分は年額18百万円以内）としてご承認をいただき、現在に至っております。

今般、第3号議案「取締役7名選任の件」に記載のとおり、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため社外取締役の増員を提案しており、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

つきましては、取締役の報酬額（年額312百万円以内）は変更せず、社外取締役分の報酬額のみを増額し、年額30百万円以内と改定いたしたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬枠自体は変更することなく、社外取締役の報酬枠について社外取締役が増員されることや社外取締役を取り巻く環境の変化に対応するために増額するものであって、必要かつ合理的な内容であり、相当であると考えております。

以 上

メ 毛

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に続き、また、年度末にはロシアによるウクライナ侵攻が勃発するなどの影響も加わり、半導体やエネルギー不足、物流の停滞、原材料価格等が高騰するなど、各国の社会および経済に多大な影響を及ぼしました。国内においても、感染症の収束の兆しは見えておらず、地方自治体によっては、まん延防止等重点措置が講じられたことなどにより経済活動が抑制されました。

また、原油高をはじめとする物価高騰の影響も加わり、国内経済は低迷が続いており、今後の先行きについても全く見通せない状況となっております。

このような状況下にあって、当企業グループでは、客先・仕入先、グループ内の役職員やその家族をはじめとする、全ての皆様の安全・健康を第一に考え、感染拡大防止に努めながら、お客様のニーズを掴むべく、その活動範囲を徐々に拡大してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、中国において偏光板生産設備を受注したことやグループ全体の受注活動が活発化したことから、受注高は前期に比べ大きく増加し、売上高もこれに伴い増加いたしました。また、利益面では、売上高が増加したことに加え、経費節減に努めた結果もあり、それぞれ前期を上回ることができました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しており、下記の金額はそれらを適用した金額となっております。

連結受注高

1,160億24百万円
前期比 128.8 %

連結売上高

968億90百万円
前期比 108.1 %

連結営業利益

43億96百万円
前期比 133.9 %

連結経常利益

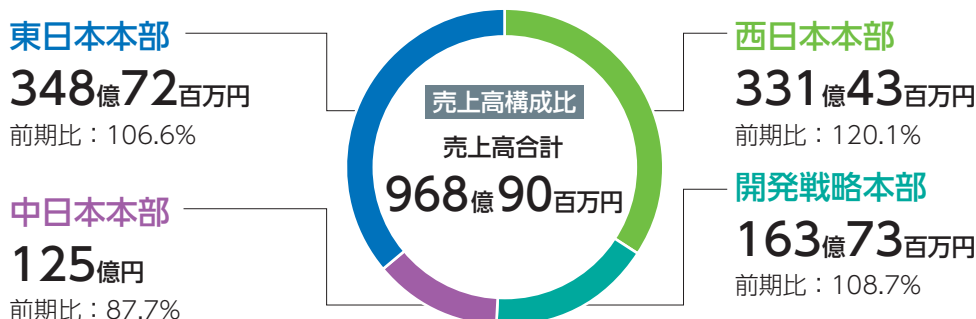
47億62百万円
前期比 125.5 %

親会社株主に帰属する当期純利益

31億77百万円
前期比 116.1 %

セグメント別連結売上高

当連結会計年度の期首より、中部地区の業容拡大による組織変更を行い、中日本本部を設置しました。これに伴い、報告セグメントを従来の「西日本本部」から「西日本本部」と「中日本本部」に分割しております。このため、前期との比較については、セグメント変更後の区分に基づき比較を行っております。

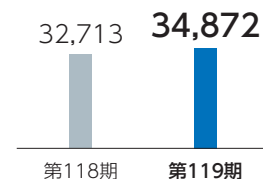


東日本本部 売上高構成比 36.0%

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高の約36%を占めております。当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動が制限されたものの、動伝部門については、半導体製造装置の部品関連を中心に、受注高・売上高ともに前期より増加いたしました。一方、設備装置部門は、営業活動の制限が依然として大きかったことが原因となり、受注高は前期の水準に至りませんでした。

この結果、本部全体の売上高は348億72百万円（前期比106.6%）となりました。

売上高 (百万円)

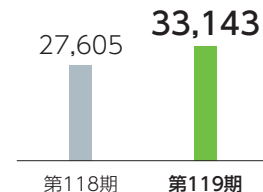


西日本本部 売上高構成比 34.2%

当本部は、北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上高の約34%を占めております。当連結会計年度は、動伝部門については、重工業向けや一般産業向けの部品需要が回復し、受注高・売上高ともに前期より増加いたしました。設備装置部門についても、中国において偏光板生産設備納入契約を締結したことに加え、食品・物流業界向けや環境関連設備業界向けの引合いが増加したため、受注高・売上高が大幅に増加いたしました。

この結果、本部全体の売上高は331億43百万円（前期比120.1%）となりました。

売上高 (百万円)

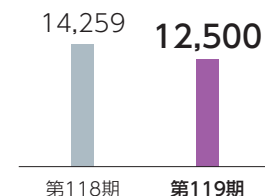


中日本本部 売上高構成比 12.9%

当本部は、東海地区が担当エリアであり、全体の売上高の約13%を占めております。当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による営業活動が依然として制限されており、これに加え、自動車減産等の影響により関連業界の設備投資が低調であったため、設備装置部門の受注高に影響を受けました。一方、動伝部門については、受注高・売上高ともに前期より増加いたしました。

この結果、本部全体の売上高は125億円（前期比87.7%）となりました。

売上高 (百万円)



開発戦略本部 売上高構成比 16.9%

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらビジネスの拡大や、制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでいる部門で、その売上高は全体の約17%を占めております。

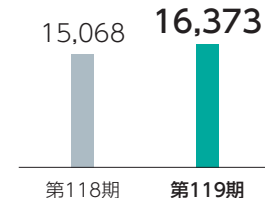
海外子会社については、新型コロナウイルス感染症からいち早く回復した中国を中心に、順次売上高が回復を見せました。

また、マテリアルビジネスについては、介護・衛生商品にかかる不織布等の売上高は着実な回復をしておりますが、海外展開している紅茶包装機等は、新型コロナウイルス感染症拡大による活動制限の影響を大きく受けました。

新規事業であるセンシング・画像処理ビジネスについては、各社からの引合いも増え、受注高・売上高が増加いたしました。

これらを合計した本部全体の売上高は163億73百万円（前期比108.7%）となりました。

売上高 (百万円)



2. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	3,000百万円

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
受注高 (百万円)	112,644	95,439	90,086	116,024
売上高 (百万円)	107,450	104,939	89,646	96,890
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,105	3,740	2,736	3,177
1株当たり当期純利益 (円)	655.78	597.47	437.16	507.58
総資産 (百万円)	75,739	65,969	64,496	76,773
純資産 (百万円)	24,089	24,738	28,377	30,762
1株当たり純資産額 (円)	3,813.58	3,914.06	4,500.87	4,884.10

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
受注高 (百万円)	106,271	88,260	84,452	110,612
売上高 (百万円)	100,855	98,439	83,753	91,538
当期純利益 (百万円)	3,827	3,843	2,810	3,082
1株当たり当期純利益 (円)	611.25	613.96	448.95	492.39
総資産 (百万円)	74,163	62,889	62,294	74,386
純資産 (百万円)	21,250	22,139	25,711	27,916
1株当たり純資産額 (円)	3,394.08	3,536.33	4,107.00	4,459.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当社は、第118期より役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定する上で、自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第119期の期首から適用しており、第119期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

4. 対処すべき課題

(1) 優先的に対処すべき課題について

新型コロナウイルス感染症に対しては、ワクチン接種の進展による行動制限の緩和に伴い経済活動が活発化し、総じて回復基調が続きましたが、新たな変異株の懸念もあり、収束は見通せない状況です。しかし経済活動への影響は限定的にとどまると見込まれ、当社におきましては、前期に引き続き感染症拡大の防止と事業継続体制維持の観点で経営判断をしております。

具体的には、当企業グループの客先・仕入先、役員やその家族をはじめとする、当企業グループに係わる全ての皆さまの安全・健康を第一に考え、政府・地方自治体の要請に従いながら、テレワークの一層の拡充、シフト勤務や時差出勤の実施、さらには勤務時間の短縮などの対策を必要に応じて講じると同時に、客先への納入業務やサービスの維持向上に努めております。企業活動の自粛による売上高および利益へのマイナス影響が一時的に生じておりますが、これらは一定期間続くものの経済はその後緩やかに回復に向かうと想定され、当企業グループへの影響は長期間続かないものと考えております。

今後もテレワーク環境のさらなる整備に向けてデジタル活用を推し進め、事業活動に取り組んでまいります。

一方で、一部地域における地政学的リスクの高まりや、国際紛争等に起因する原材料の価格高騰、半導体をはじめとする部品不足、物流停滞の長期化、物流コストの高騰など、懸念事項はございますが、取引先との緊密な連携を図り、適時必要な対策を講じていく所存でおります。

(2) 人材育成

次世代を担う幹部職候補の人材育成に向け、将来の展望を踏まえた戦略的な人事配置を行うとともに、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、コア人材の多様性推進に努めてまいります。また、労働に対する価値観が多様化する中で、ワークライフバランスの向上を目指し、従業員の活躍環境の整備、テレワークをはじめとした「新しい働き方」の選択肢を充実してまいります。

(3) エリア制の進化とビジネスの拡大

当社の事業拡大のため、営業拠点機能の強化をはかってまいります。

各エリアの強化を目指し、子会社のもつ機動力をより発揮するため、地域特性に合わせた拠点の整備を行い、顧客数の増大をはかります。また、成長分野業種の攻略に対しても適切な業界戦略を行ってまいります。

これは海外においても同様であり、主にタイ、ベトナム等のアセアン地域の特性、ニーズに合わせた拠点機能の充実に努めてまいります。

(4) 取扱商品の拡大と仕入先との連携強化

今後のさらなる成長を期するため、AI・IoT、ロボット等を既存ビジネスへ付加した提案型商品、さらには、環境・物流・食品をはじめとする成長分野およびSDGs・ESG課題の解決につながる様々な分野の新商品の開拓に注力してまいります。仕入商品のグローバル化は、今後ますます高まっていくと思われま。これに対して、当社海外事業部門、技術部門および審査部門の連携、また国内外の仕入先との連携した技術サポートで、リスク回避を行うとともに、顧客満足度の向上に努めてまいります。

(5) 持続可能な社会の実現

社是に基づいた事業活動を通じて、「持続可能な社会の実現」に向けた社会課題の解決に、サステナビリティ経営（環境・社会・経済）の観点からSDGsを捉まえ、積極的に取り組んでまいります。また、ステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指し、透明性のある経営体制の構築と積極的な情報開示に努めてまいります。

以上を課題として、今後のいかなる経済環境においても、業績に対する影響への適切な対応を行い、社会的規範を遵守し、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤となる内部統制システム等の更なる強化に取り組み、企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の満足度向上を目指してまいります。

5. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業グループは機械と技術の専門商社として、各種伝動機器、設備装置、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、 および同地区関係会社	国内における各種伝動機器、設備装置の取扱 商品全般
西日本本部	北陸・関西・中国・四国・九州地区、 および同地区関係会社	
中日本本部	東海地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における各種伝動機器、設備装置の取扱 商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全 般、および新商品

6. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所 在 地
大阪本社 (本店)	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市西区牛島町6番1号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、宇都宮市、水戸市、神栖市、千葉市、川越市、八王子市、静岡市、浜松市、 安城市、四日市市、金沢市、京都市、神戸市、高松市、岡山市、広島市、福岡市

(注) 2022年3月31日をもって神栖市、千葉市、川越市、八王子市、京都市の営業所を廃止いたしました。

(2) 主要な子会社

① 国内

名 称	所 在 地
ツバコー北日本株式会社	宮城県 仙台市
ツバコー北関東株式会社	栃木県 宇都宮市
ツバコー西関東株式会社	埼玉県 川越市
ツバコー東関東株式会社	千葉県 千葉市
株式会社ツバコー・ケー・アイ	神奈川県 横浜市
ツバコー東海株式会社	愛知県 安城市
株式会社ツバコー・エス・ケー	京都府 京都市
ツバコー関西株式会社	兵庫県 西宮市
ツバコー四国株式会社	香川県 高松市
ツバコー・ウエスト株式会社	広島県 広島市
ツバコー九州株式会社	福岡県 福岡市

② 海外

名 称	所 在 地
TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TSUBACO KTE CO., LTD.	タイ
上海椿本商貿有限公司	中国

7. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当企業グループの従業員は744名(前年比17名減)であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。
なお、当社の従業員は512名(前年比14名減)であります。

セグメント	従業員数
東日本本部	215名
西日本本部	180名
中日本本部	95名
開発戦略本部	132名
全社(共通)	122名
合計	744名

(注) 全社(共通)は特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

8. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

9. 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	各種伝動機器、設備装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	各種伝動機器、設備装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は14社、持分法適用会社は4社であります。

なお、当連結会計年度における連結決算の概要は、『I 企業集団の現況に関する事項「1. 事業の経過およびその成果」ならびに「3. 財産および損益の状況の推移」』に記載のとおりであります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	16,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,497,969株 (自己株式173,787株を含む)
(3) 株主総数	3,138名
(4) 大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 椿本チエイン	671	10.62
太陽生命保険株式会社	573	9.07
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	424	6.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	422	6.68
株式会社 三井住友銀行	284	4.50
三井住友信託銀行株式会社	282	4.46
株式会社 三菱UFJ銀行	280	4.43
光通信株式会社	241	3.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	174	2.76
株式会社 りそな銀行	158	2.50

- (注) 1. 当社は自己株式173,787株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式 (173,787株) を控除して計算しております。
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 4. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち63,600株については、当社の役員株式交付信託の信託財産として保有する株式であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	CEO 兼 海外事業統括
取締役社長 (代表取締役)	香 田 昌 司	COO
取締役専務執行役員	春 日 部 博	管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・与信管理担当 兼 広報担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当
取締役専務執行役員	伊 藤 弘 幸	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当
取 締 役	新 健 一	株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長
取 締 役	二 宮 秀 樹	早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	山 北 薫	
監 査 役 (常 勤)	大 河 原 治	
監 査 役 (常 勤)	小 林 均	
監 査 役	山 本 直 道	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 新 健一氏および取締役 二宮秀樹氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 新 健一氏は、2021年9月30日付でタイガー計算器株式会社の代表取締役会長を退任しました。
3. 監査役 小林 均氏および監査役 山本直道氏は社外監査役であります。
 なお、当社は山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 山北 薫氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 小林 均氏は、長年にわたり株式会社椿本チエインの財務業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 山本直道氏は、弁護士ならびに公認会計士の資格を有しており、企業法務ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、2007年6月28日より執行役員制度を導入しております。

執行役員は15名であり、取締役兼執行役員2名のほか、以下13名で構成されております。

地 位	氏 名	職名および重要な兼職の状況
上席専務執行役員	北 村 完	西日本本部長
専務執行役員	藤 重 卓 一	東日本本部長 兼 東日本営業本部長 (施工管理担当) 兼 開発戦略本部 副本部長 (A T O M B D担当)
常務執行役員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部 副本部長 (テクノマテBD担当)
常務執行役員	瀬 瀬 准 志	経営戦略本部長
上席執行役員	磯 部 好 伸	中日本本部長 (施工管理担当)
上席執行役員	植 田 裕 照	管理本部 副本部長 (人事・総務担当) 兼 社長室長 兼 コンプライアンス担当補佐
上席執行役員	藤 井 誠 人	管理本部 副本部長 (経担)
執行役員	山 田 正 行	西日本営業本部長 (施工管理担当)
執行役員	竹 井 和 久	法務室長 兼 広報室長 兼 開発戦略本部 副本部長 (S R S B D担当)
執行役員	森 健 司	横浜支店長
執行役員	廣 政 徹 也	西日本営業本部 副本部長
執行役員	今 西 由 美 子	購買部長
執行役員	金 山 忠 雄	人事総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	支給 人員	報酬等の種類別の額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
取 締 役	6 名	174 百万円	69 百万円	20 百万円	265 百万円	うち社外4名、36百万円 (基本報酬のみ)
監 査 役	4 名	53 百万円	—	—	53 百万円	
合 計	10 名	228 百万円	69 百万円	20 百万円	318 百万円	

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益の計上額であり、これが10億円未満である場合は業績連動報酬を支給いたしません。当該指標を選定した理由は、当企業グループの業績を反映したものであり、株主総会で報告されていること、業績の目標値として社外公表しており、経営目標達成度がステークホルダーにもわかりやすいこと、決算時に簡単にかつ正確に測定でき、恣意性を排除できることであります。業績連動報酬の額は、役位、在位期間による係数を用いて算定しております。なお、当事業年度における連結経常利益の実績は47億62百万円であります。

2. 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬を支給しております。

当該株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当該信託が一定の要件を満たす当社取締役に対し、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度の間に当社株式を交付するものであります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、取締役の退任時であります。また、当該信託が保有する当社の株式数は、63,600株であります。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会において年額312百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず、かつ社外取締役については年額18百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）であります。また当該報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第117回定時株主総会において、株式報酬の額を3事業年度（2020年度～2022年度）分、合計180百万円を上限とした金銭を信託拠出する旨を決議しております。ただし、社外取締役は拠出対象外としており、当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会決議において年額84百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役の報酬等は、その客観性が確保され、各人の役割と責任に値する報酬額となるようにしております。その概要は、取締役会において決議しております。取締役の報酬等の決定については、年額の報酬限度額を株主総会で決議することとし、報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成され、報酬割合は、基本報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としております。取締役の報酬制度や報酬水準については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、任意に設置した指名・報酬委員会から答申を受け、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会は、取締役の個人別の基本報酬額に加え、業績連動報酬額および株式報酬の内容が、あらかじめ定めている支給算定式に正しく合致しているか等について審議しております。なお、指名・報酬委員会は、社外取締役である二宮秀樹氏が委員長を務め、委員として社外取締役である新健一氏、当社代表取締役である椿本哲也氏により構成されております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましては、指名・報酬委員会より各取締役の報酬額（基本報酬・業績連動報酬・株式報酬）の決定について妥当である旨の答申を得ており、取締役会もその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 新 健一氏は、株式会社新工務所および株式会社新の代表取締役社長を兼職しております。
 なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役 二宮秀樹氏は、早駒運輸株式会社の代表取締役専務を、また、早駒商事株式会社および早駒マリンサービス株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外監査役 山本直道氏は、山本直道法律事務所の代表弁護士を、また、山本直道公認会計士事務所の代表を兼職しております。

なお、当社と当該事務所との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
社外取締役	新 健 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社外取締役	二 宮 秀 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社外監査役	小 林 均	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち15回全てに出席し、主に財務分野に対する専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山 本 直 道	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち15回全てに出席し、主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期会計監査人の評価を行います。

その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制とし、同委員会はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
- ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
 - (i) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス委員会が行うものとする。
 - (ii) コンプライアンス委員会と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
- ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施

なお、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス委員会は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

なお、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
- ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。

(10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。また、内部監査部門は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を2回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス委員会と内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別に実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計13回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

① 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

専従の監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、必要に応じて直接管理部門等の使用人に指示し、適宜説明を受け、また資料の提供を受けております。

② 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

内部監査の実施状況や内部通報状況については適宜速やかに報告を受けております。

③ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、その他営業部門や管理部門の重要会議への出席の機会が確保されており、各監査役は必要に応じて出席し情報収集や意見表明しております。

代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、会計監査人の監査の報告を四半期ごとに受けるほか意見交換会等を、また社外取締役と定期的な意見交換会を実施し活発に意見を交換しております。その他管理部門、内部監査室、法務室と定期連絡会を開催しました。監査役は、中間期末に子会社の各監査役から適宜監査結果報告を受けるほか、決算期末には、監査役と子会社監査役で構成する監査結果報告会を開催し情報を共有しました。

当事業年度において、年間の監査計画に基づき監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別を実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	76,773
流 動 資 産	64,317
現金及び預金	17,604
受取手形、売掛金及び契約資産	28,608
電子記録債権	12,736
商品及び製品	2,667
仕掛品	608
その他	2,281
貸倒引当金	△189
固 定 資 産	12,456
有 形 固 定 資 産	1,913
建物	1,163
減価償却累計額	△384
機械装置及び運搬具	555
減価償却累計額	△417
工具器具及び備品	460
減価償却累計額	△372
土地	842
リース資産	87
減価償却累計額	△35
建設仮勘定	13
無 形 固 定 資 産	106
投資その他の資産	10,436
投資有価証券	9,269
退職給付に係る資産	17
繰延税金資産	49
その他	1,305
貸倒引当金	△204
資 産 合 計	76,773

科 目	金 額
負 債 の 部	46,010
流 動 負 債	43,435
支払手形及び買掛金	20,813
電子記録債務	15,935
未払法人税等	1,114
前受金	4,897
役員賞与引当金	9
その他	664
固 定 負 債	2,575
役員株式給付引当金	86
退職給付に係る負債	1,836
長期未払金	211
繰延税金負債	191
その他	248
純 資 産 の 部	30,762
株 主 資 本	27,726
資本金	2,945
資本剰余金	1,867
利益剰余金	23,465
自己株式	△553
その他の包括利益累計額	2,851
その他有価証券評価差額金	2,872
繰延ヘッジ損益	△25
為替換算調整勘定	74
退職給付に係る調整累計額	△69
非支配株主持分	185
負 債 及 び 純 資 産 合 計	76,773

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		96,890
売 上 原 価		81,943
売 上 総 利 益		14,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,550
営 業 利 益		4,396
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	255	
助 成 金 収 入	99	
そ の 他	47	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	13	
支 払 手 数 料	9	
支 払 保 証 料	6	
そ の 他	5	41
経 常 利 益		4,762
特 別 損 失		
損 害 補 償 損 失	14	14
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,748
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,607	
法 人 税 等 調 整 額	△45	1,562
当 期 純 利 益		3,186
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,177

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	74,386	負 債 の 部	46,470
流 動 資 産	62,528	流 動 負 債	44,088
現金及び預金	15,625	支払手形	1,897
受取手形	2,141	電子記録債務	15,935
電子記録債権	10,270	買掛金	18,611
売掛金及び契約資産	30,218	未払金	375
商品及び製品	1,899	未払法人税等	872
仕掛品	568	前受金	4,249
前渡金	1,495	預り金	2,088
その他	405	その他	57
貸倒引当金	△95	固 定 負 債	2,381
固 定 資 産	11,858	役員株式給付引当金	86
有 形 固 定 資 産	1,819	退職給付引当金	1,672
建物	1,067	長期未払金	211
減価償却累計額	△330	長期預り金	199
機械	482	繰延税金負債	197
減価償却累計額	△346	リース債務	14
車両運搬具	7	純 資 産 の 部	27,916
減価償却累計額	△7	株 主 資 本	25,216
工具器具及び備品	380	資 本 金	2,945
減価償却累計額	△304	資 本 剰 余 金	1,873
土地	841	資本準備金	750
リース資産	20	その他資本剰余金	1,123
減価償却累計額	△4	資本金及び資本準備金減少差益	878
建設仮勘定	13	自己株式処分差益	245
無 形 固 定 資 産	106	利 益 剰 余 金	20,950
ソフトウェア	91	その他利益剰余金	20,950
その他	14	別途積立金	18,050
投 資 そ の 他 の 資 産	9,933	繰越利益剰余金	2,900
投資有価証券	8,330	自 己 株 式	△553
関係会社株式	399	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,699
関係会社出資金	61	その他有価証券評価差額金	2,725
その他	1,329	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△25
貸倒引当金	△188	負 債 及 び 純 資 産 合 計	74,386
資 産 合 計	74,386		

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,538
売 上 原 価		80,211
売 上 総 利 益		11,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,170
営 業 利 益		3,157
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	902	
助 成 金 収 入	77	
雑 収 入	108	1,091
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
支 払 手 数 料	9	
支 払 保 証 料	6	
雑 損 失	1	23
経 常 利 益		4,225
特 別 損 失		
損 害 補 償 損 失	14	14
税 引 前 当 期 純 利 益		4,210
法人税、住民税及び事業税	1,170	
法人税等調整額	△42	1,128
当 期 純 利 益		3,082

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、椿本興業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、椿本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、椿本興業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、主としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役と意思疎通を図り、コーポレートガバナンスの強化等について意見交換を行いました。子会社については、重要な会議に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

椿本興業株式会社 監査役会

常勤監査役	山 北	薫	Ⓔ
常勤監査役	大河原	治	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	小 林	均	Ⓔ
監 査 役 (社外監査役)	山 本	直 道	Ⓔ

以 上

メ 毛

メ モ

株主総会会場ご案内図



2022年6月29日 (水曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時30分)

日時



大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室
☎ 06-4795-8800 (代表)

場所



【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席にあたっては株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討下さいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使については、可能な限り書面またはインターネット等による事前行使をお願い申し上げます。(招集ご通知 3～4 ページをご参照下さい。)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照下さい。



交通のご案内

JR大阪駅 (**桜橋口** 出口) 徒歩 約7分
地下鉄西梅田駅 (**3番** 出口) 徒歩 約5分

